

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例（GM条例）」等に関する点検・検証について

1 道のGM条例について

バイオテクノロジーが進展し遺伝子組換え作物（GM作物）が開発されるようになり、その後、世界的にGM作物の生産や流通が拡大している。一方で、その安全性や生態系への影響などが懸念されている。

このような中であって、穀物など多くの食料を輸入に依存している我が国では、これらGM作物の利用（輸入、流通、栽培）にあたっては、国が食品等としての安全性や自然界（生物多様性）への影響を科学的に評価した上で、その利用を認めている。

一方、道では、GM作物の一般ほ場等（開放系）での栽培は、一般作物との交雑や混入による混乱が懸念されること。また、GM作物（食品）の安全性に対し不安を抱く道民が多いことなどから、平成15年以降、生産者のみならず、消費者や食品業界関係者との意見交換を行うとともに、学識経験者などによる検討を重ね、平成17年に国内で初めて、GM作物を開放系で栽培する場合は知事の許可（栽培許可申請等の義務）を必要とするGM条例（及び交雑防止措置基準）を制定した。

2 本条例に基づく申請状況

条例施行後、これまで、GM作物の開放系での栽培許可申請（試験研究機関は届出）はない。

（全国的にも開放系でのGM作物（一部花き（青いバラ）を除き）の商業栽培はない。）

3 条例の点検・検証について

道では、道が制定した全ての条例について、年月の経過とともに社会経済の情勢や道民意識が変化することから、条例の機能が時代の変遷に対応できているかを定期的に点検・検証し、その結果に基づいて必要な対応（見直し等）を行うこととしている。

このような中、本条例では、条例の附則で平成21年から起算して5年置きに社会経済情勢の変化等を勘案し、条例の施行状況を点検・検証することとしており、本年度（26年度）が点検・検証の実施年度となり、その取組を行っている。

（なお、今回の取扱とは別に、本条例については、これまで、第三者委員会（北海道食の安全・安心委員会）の意見を踏まえ、2回（H20、H23年度）の点検・検証を実施している。また、その結果はGM条例等の見直しは行わないこととした。）

4 地域での意見交換会の開催

今回の本条例等の点検・検証においては、道民のGM作物に対する認識や意見を把握することが重要あることから、主な地域において意見交換会を開催し、GM作物に関する情報を共有するとともに、地域関係者からの意見や要望等を聞き取り、点検・検証の参考とする。